

共同体と正義

－トマス・アクィナスの倫理思想における正義の位置づけ－

佐々木 亘

Community and Justice

－On the Position of Justice in Thomas Aquinas's Ethics－

Wataru Sasaki

トマスによると、有徳であるかぎりの徳のはたらきは、すべて、自然法に属している。その一方、正義は人間を他者への関連において秩序づけるが、何らかの共同体に属するものはすべて、部分が全体に対するように、共同体へと秩序づけられることから、人間を共同善へと直接的に秩序づけるところの、法的正義にすべての徳のはたらきが属している。したがって、トマスの倫理思想において、自然法と正義は、根源的な仕方で位置づけられることになる。さらに、人間を個々のベルソナの善へと直接的に秩序づける正義が特殊的正義であり、この正義は、部分に対する全体を導く配分的正義と、部分と部分の関係を導く交換的正义に分けられる。個と共同体は、これらの正義によって、正しく秩序づけられることが可能になるのであり、人間が人間らしく生きるということは、まさに正義にかかっているのである。

Key Words: [自然法と徳] [法的正義] [特殊的正義] [配分的正義] [交換的正義]

(Received September 24, 2013)

序

さて、この『研究紀要』に掲載されている別の拙稿では、おもに個の側から、「個と共同体との関係」を考察した⁽¹⁾。そこで、本稿では、その反対に、おもに「共同体 (communitas)」の側から、かかる関係を探っていききたい⁽²⁾。

まず、恩師である野尻武敏神戸大学名誉教授が、近著で、「個人や人間の理性の解放だけではなく、全体としての人間の解放と結ぶインテグラル・ヒューマニズム」の確立のために、二つの大切な点を指摘している。本稿は、その第二の点に関する引用から、考察を進めていきたい。

第二に大切なことは、新たに共同体を回復していくことです。自然と人、人と人との共生の自覚の回復です。それぞれは、さらに空間的な共生だけではなく、時間的な共生も含まれます。世代間連帯、世代間共同体と呼んでいいかもしれません。高齢者介護や環境問題もこれ

* 鹿児島純心女子短期大学生活学科生活学専攻現代ビジネスコース (〒890-8525 鹿児島市唐湊4丁目22番1号)

と無関係ではありません。そして、これは、先の命の重さや命のかけがえのなさの自覚にも深くかかわっています⁽³⁾。

I. 自然法と徳

「共同体の新たな回復」のためには、人間どうしの共生だけではなく、自然と人間との共生に関する自覚そのものが回復されなければならない。とくに、世代間格差や環境問題が深刻になっている今の日本では、自然と人間や人間と人間との「空間的共生」だけではなく、まだ存在しない次の世代にも配慮した「時間的な共生」が求められる。そして、命とは、けっして自己完結なものではなく、本来、この空間的・時間的共生にもとづいている以上、「自然と人、人と人との共生の自覚の回復」が、「命の重さや命のかけがえのなさの自覚」そのものの回復に通じている。逆に、このような自覚が回復されないかぎり、共同体の本来的な回復は、現実的に困難なものとなるであろう。

ところで、自然と人間の共生という点で、「自然法 (lex naturalis; lex naturae)」はひじょうに重要な役割を担っているように思われる。じっさい、自然法は、人間を「共同善 (bonum commune)」へと秩序づける根源的な法である⁽⁴⁾。しかるに、法は理性に属する何らかの規則や基準であるが⁽⁵⁾、より現実的に人間を善へと秩序づけるところのものが、「徳 (virtus)」であると思われる。

では、徳と自然法のあいだには、どのような関係が見出されるのであろうか。トマスは、『神学大全』第二―一部第九四問題の第三項で、「すべての徳のはたらきは自然法に属するか」を問題にしており、その主文で、次のように言っている。

「有徳なる (virtuosus)」はたらきに関して、我々は二通りの仕方で語ることができる。一つは、「有徳であるかぎりにおいて」であり、もう一つは、「かかるはたらきが固有な種 (species) において考えられるかぎりにおいて」である。したがって、もし我々が、「有徳であるかぎりにおける徳のはたらき」について語るならば、その場合、すべての有徳なるはたらきは自然法に属している。じっさい、自然法には、人間がそれへと自らの本性にそくして傾かされるところのすべてが属すると言われた。しかるに、おのおののものは、火が加熱へとかわるように、自らの「形相 (forma)」にそくして、自らに適合した活動へと自然本性的な仕方でも傾かされる。したがって、「理性的魂 (anima rationalis)」が人間の固有な形相であるから、いかなる人間にも、「理性にそくして (secundum rationem)」行為することへの自然本性的傾きが内在している。そして、このことは、「徳にそくして (secundum virtutem)」行為することである。それゆえ、このことにしたがって、すべての徳のはたらきは自然法に属しており、いかなる者にも、その固有な理性が、有徳な仕方でも行為するようにと自然本性的に命ずるわけである。これに対して、もし我々が、有徳なはたらきそれ自体に関して、すなわち、固有な種において考えられるものとして語るならば、この場合、すべての徳のはたらきは自然法に属してはいない。なぜなら、徳にそくして為すところの多くのものは、それへと自然本性が第一に傾かせるのではなく、理性の「探求 (inquisitio)」を通じて、人間は

それらをあたかも善く生きるために有益なものとして見つけだすからである⁽⁶⁾。

有徳なるはたらきに関して、有徳な行為一般として捉えられる場合、「自然法には、人間がそれへと自らの本性にそくして傾かされるところのすべてが属する」が、おのおののものは、「自らの形相にそくして、自らに適合した活動へと自然本性的な仕方で傾かされる」。

すなわち、自然法は、人間の自然本性的な傾きにもとづいた成立しているわけであるから、そこには、人間がそれへと自らの本性にしたがって傾かされるところのすべてが属している。しかるに、形相と質料から複合されている存在にとって、「自らの形相にそくする」ということが、「自らの本性にそくする」ことになる。

人間の場合、「理性的魂が人間の固有な形相であるから、いかなる人間にも、理性にそくして行為することへの自然本性的傾きが内在している」。人間は、自らの理性にもとづいて、自らに適合した活動へと自然本性的な仕方では傾かされるからである。さらに、「理性にそくして行為する」ということは、「徳にそくして行為すること」を意味している。それゆえ、「このことにしたがって、すべての徳のはたらきは自然法に属しており、いかなる者にも、その固有な理性が、有徳な仕方では行為するようにと自然本性的に命ずるわけである」。

これに対し、固有な種にそくして考えられるかぎりの徳の行為は、結果として自然本性的な傾きにそくした行為であるにせよ、第一義的には自然法に属しているわけではない。この場合、「徳にそくして為すところの多くのものは、それへと自然本性が第一に傾かせるのではなく、理性の探求を通じて、人間はそれらをあたかも善く生きるために有益なものとして見つけ出す」からである。

人間の「究極目的 (ultimus finis)」への、そして「共同善」への運動は、種において異なっているさまざまな徳によって、まさに個別的な仕方では展開される。それらの徳は、徳として共通した「有徳であるかぎり」という観点からは、すべて、自然法に属するものとして捉えられる。しかしながら、このことによって、それぞれの徳に固有な種としての特徴が、自然法に還元されるわけではないのである。

Ⅱ. 共同体と法的正義

「自然法には、人間がそれへと自らの本性にそくして傾かされるところのすべてが属する」が、「自らの本性にそくする」ということは、「自らの形相にそくする」ことであり、「理性にそくする」ことであり、「徳にそくする」ことである。

じっさい、いかなる法も、法であるかぎり、人間を共同善へと秩序づけるところのものである。「有徳であるかぎりにおける徳のはたらき」に関して、「すべての徳のはたらきは自然法に属して」いるのは、まさに「共同善への秩序づけ」にもとづいていると言えよう。

しかるに、人間を共同善へと秩序づける徳が、何よりは、「正義 (iustitia)」であると考えられる。では、法と正義は、そもそもどのような関係にあるのであろうか。トマスは、『神学大全』第二―二部第五八問題第五項で、「正義は一般的な徳 (virtus generalis) であるか」を論じており、その主文で次のように言っている。

先に言われたように、正義は人間を、「他者 (alter)」への「関連 (comparatio)」において秩序づける。(中略)しかるに、何らかの「共同体」のもとに含まれる者はすべて、部分が全体に対するように、その共同体へと関連づけられるということは明らかである。じっさい、部分とは全体に属するところのものであり、それゆえ、部分のいかなる善も、全体の善へと秩序づけられうる。したがって、このことにそくして、いかなる「徳」の善も、それが「ある人間を自分自身へと秩序づける」としても、「自らをほかの何らかの個別的な複数のペルソナへと秩序づける」としても、それへと正義が秩序づけるところの「共同善」にまで帰せられうる。そして、このことにそくして、人間を共同善へと秩序づけることにもとづいて、すべての徳のはたらきは、正義に属することができる。このかぎりにおいて、正義は「一般的徳」と言われる。また、先に述べたように、共同善へと秩序づけることが「法」に属していることから、それゆえ、先に言われた仕方でも「一般的」であるとされるところの、この正義は、「法的正義 (iustitia legalis)」と呼ばれる。なぜなら、この正義によって、人間は、すべての徳のはたらきを共同善へと秩序づけるところの「法」に、「一致する (concordare)」からである⁽⁷⁾。

人間を他者に関することがらにおいて秩序づけるということが、正義に固有である。しかるに、「何らかの共同体のもとに含まれる者はすべて、部分が全体に対するように、その共同体へと関連づけられるということは明らかである」。すなわち、人間は、たしかに個別的な存在であるとしても、何らかの共同体の部分であり、また、部分としてしか、本来、生きることができない。このことは、たとえば人間の誕生を考えるだけでも明らかである。人間はまったく無力な状態で生まれてくる。人間が人間らしく生きるということは、全体である共同体への秩序づけにおいて可能になる。

さらに、「部分の全体に対する秩序づけ」とは、「部分の善の全体の善への秩序づけ」を意味している。そして、部分の善とは、本来、部分である人間が有する「徳の善」と考えられる。そのため、いかなる徳の善も、「それへと正義が秩序づけるところの共同善にまで帰せられうる」ことになる。すなわち、徳にそくして見出されるところの善は、「部分の全体に対する秩序づけ」にそくして、共同善へと帰せられるのであり、正義は共同善への秩序づけにかかわっている。

したがって、「このことにそくして、人間を共同善へと秩序づけることにもとづいて、すべての徳のはたらきは、正義に属することができる」。このことは、「すべての徳のはたらきは自然法に属しており、いかなる者にも、その固有な理性が、有徳な仕方で行為するようにと自然本性的に命ずる」ということと、矛盾するわけではない。「自然法には、人間がそれへと自らの本性にそくして傾かされるところのすべてが属する」が、「自らの本性にそくする」ということが、「理性にそくする」ことであり、「徳にそくする」ということから、「すべての徳のはたらきは自然法に属する」と帰結される。それは、人間の本性にもとづく結論である。

これに対して、「何らかの共同体のもとに含まれる者はすべて、部分が全体に対するように、その共同体へと関連づけられる」ということも、人間にとって本性的なことである。そして、この観点から、「人間を共同善へと秩序づけることにもとづいて、すべての徳のはたらきは、

正義に属することができる」ということになる。人間の自然本性的な傾きにもとづいて、自然法と正義は成立しているのである。

それゆえ、「共同善へと秩序づけることが法に属していることから」、「一般的な徳」と言われる正義は、「法的正義」と位置づけられ、「この正義によって、人間は、すべての徳のはたらきを共同善へと秩序づけるところの法に、一致する」ことになる。この「一致」に人間の連帯性が根源的な仕方で示されていると同時に、トマスの倫理思想における自然法と正義の根本的な位置づけが明らかであろう。

Ⅲ．個と特殊的正義

さて、先の個所で重要なことは、共同体への秩序づけが、他者への秩序づけを前提にしているという点であろう。すなわち、正義は他者への秩序づけを通じて、部分である人間を全体である共同体へと秩序づけるのである。そのため、共同善へと直接的な仕方で秩序づける正義と、他者の善へと直接的に秩序づける正義が区別されることになる。

トマスは、正義それ自体について論じている『神学大全』第二―二部第五八問題の第七項で、「一般的正義のほかに何か特殊的正義 (*iustitia particularis*) が存するか」を問題にしており、その主文で次のように言っている。

法的正義は、本質的な仕方ですべての徳なのではない。むしろ、人間を「直接的な仕方で (*immediate*)」共同善へと秩序づけるところの、法的正義のほかに、直接的な仕方で人間を特殊的な善に関して秩序づけるほかの徳がなければならない。しかるに、このことは、「自分自身にかかわること」でも、「ほかの個別的なペルソナにかかわること」でもありうる。それゆえ、法的正義のほかに、「節制 (*temperantia*)」や「剛毅 (*fortitudo*)」のような、人間を自分自身へと秩序づける、ある「特殊的な徳」がなければならないように、また、法的正義のほかに、何らかの「特殊的正義」がなければならないのであって、この正義がほかの個別的なペルソナにかかわることがらに関して人間を秩序づけるのである⁽⁸⁾。

人間を共同善へと秩序づけることにそくして、すべての徳のはたらきは、一般的な徳である「法的正義」に属している。しかし、このことは、あくまで「何らかの共同体のもとに含まれる者はすべて、部分が全体に対するように、その共同体へと関連づけられる」ということから導きだされるかぎりの結論である。

したがって、法的正義は、「人間を直接的な仕方で共同善へと秩序づける」という観点から、そこにすべての徳のはたらきが属するという意味で、「一般的な徳」と位置づけられる。じっさい、法は、「すべての徳のはたらきを共同善へと秩序づける」。そのため、「すべての徳のはたらきは自然法に属しており、いかなる者にも、その固有な理性が、有徳な仕方で行為するようにと自然本性的に命ずる」ように、法的正義は、このような法の命令にそくして共同善へと直接的な仕方で秩序づける一般的な徳なのである。

その一方、すべての徳は、何らかの仕方で共同善へと秩序づけられているとしても、その「秩

序づけ」は直接的ではない場合が考えられる。そのため、「法的正義のほかに、直接的な仕方
で人間を特殊的な善に関して秩序づけるほかの徳がなければならない」。そして、かかる「特
殊的な善」には、「人間を自分自身へと秩序づける」場合と、「ほかの個別的なペルソナにかか
わることがらに関して人間を秩序づける」場合に分けられ、前者では、「節制や剛毅」のよう
な「ある特殊的な徳」が、後者では、「何らかの特殊的正義」が求められる。

この特殊的正義によって、人間は他者の善へと直接的な仕方
で秩序づけられる。「正義は人間を、他者への関連において秩序づける」からである。そして、この特殊的正義によって、ペ
ルソナである人間の個別的な善は、共同体における「部分の善」として秩序づけられうる。そ
の意味で、個と共同体の関係は、共同善への直接的な仕方
で秩序づける法的正義と、「ほかの
個別的なペルソナにかかわる」特殊的正義によって、正しく調整されることが可能になると言
えよう。

結び 共同体と正義

では、かかる特殊的正義とは、そもそもいかなる正義なのであろうか。トマスは、『神学大全』
第二―二部第六一問題で「正義の諸部分について」論じており、特殊的正義の区別に関する第
一項の主文で、次のように言っている。

特殊的正義は、全体に対する部分として共同体へと関係づけられるところの、何らかの「私
的なペルソナ (privata persona)」へと秩序づけられている。しかるに、何らかの部分に
対しては、二通りの「秩序 (ordo)」が認められうる。一つは、部分の部分に対するもの
で、これには、ひとりの私的ペルソナがほかの私的ペルソナに対する秩序が似ている。そし
て、かかる秩序を「交換的正義 (iustitia commutativa)」が導くのであり、この正義は、ふ
たりのペルソナ相互のあいだで双務的に為されることがらにおいて成立している。もう一
つの秩序は、部分に対する全体として認められ、かかる秩序に、共通であるものが個々
の個別的なペルソナに対して有する秩序が似せられる。この秩序を「配分的正義 (iustitia
distributiva)」が導くのであり、この正義は、共通的なものを「比例性 (proportio)」にも
とづいて配分する。それゆえ、正義の種は二つであり、すなわち、交換的正義と配分的正義
である⁽⁹⁾。

人間をある個別的なペルソナの善へと直接的な仕方
で秩序づける正義が特殊的正義である。そして、かかるペルソナは共同体の部分であるから、特殊的正義は「部分を秩序づける正義」
ということになる。

しかるに、「部分に対する秩序」としては、「部分と部分に対する秩序」と「全体が部分に対
する秩序」と二通りの秩序が存している。前者では、「ひとりの私的ペルソナがほかの私的ペ
ルソナに対する秩序が似ている」。ここではあくまで、私的ペルソナのあいだの秩序が問題に
なる。これを導く正義が「交換的正義」であり、「ふたりのペルソナ相互のあいだで双務的に
為されることがら」を秩序づける。

これに対して、後者の「全体が部分に対する秩序」では、「共通であるものが個々の個別的なペルソナに対して有する秩序が似せられる」。全体である共同体は一義的ではなく、多元的な秩序のもとに成立しているとしても、「人間をある個別的なペルソナの善へと直接的な仕方
方で秩序づける」という点からは、全体としての共同体が部分としてのペルソナに対する秩序が問題になる。これを導く正義が「配分的正義」であり、「共通的なものを比例性にもとづいて配分する」ことを秩序づける。かくして、特殊的正義は交換的正義と配分的正義に区別される。

「特殊的正義は、全体に対する部分として共同体へと関係づけられるところの、何らかの私的なペルソナへと秩序づけられている」が、「何らかの部分に対しては」、「部分の部分に対する」秩序と「部分に対する全体として」の秩序の二通りが見出される。そして、ペルソナと共同体の関係は、これらふたつの秩序によって、具体的な仕方
方で調整されうることになる。その意味で、交換的正義と配分的正義は、共同体の根幹を形成する正義であると言えよう。

しかるに、かかる二つの正義は、時間的な序列において、より先・より後という仕方
方で、区別されう。なぜなら、配分されないものを交換することは不可能であると考えられるからである。

かくして、部分であるペルソナと全体である共同体は、正義によって、多元的な仕方
方で秩序づけられることになる。すなわち、「正義は人間を、他者への関連において秩序づける」が、「何らかの共同体のもとに含まれる者はすべて、部分が全体に対するように、その共同体へと関連づけられるということは明らかである」という観点からは、「いかなる徳の善も」、「それへと正義が秩序づけるところの共同善にまで帰せられう」のであり、人間を共同善へと直接的な仕方
方で秩序づけることを通じて、他者にかかわる正義が法的正義である。したがって、法的正義によって、人間は全体の善である共同善へと直接的に秩序づけられる。

その一方、共同体とはさまざまな交換の場であるが、交換されるものとは、配分されたものである。それゆえ、個別的なペルソナの善への直接的に秩序づける特殊的正義の中でも、まず、「部分に対する全体」にかかわる配分的正義が、全体としての共同体そのもののあり方を規定することになる。その意味で、配分的正義は共同体の特質により直接的な仕方
でかかわっている。

これに対して、「部分の部分に対する」秩序にかかわる交換的正義は、共同体という場におけるペルソナの運動を導く正義である。すなわち、この正義によって、たんなる交換が共同善にかかわる意味を持つことになるのである。逆に、この正義なくして、空間的な共生も時間的な共生も、成立しえないと考えられる。いわゆる市場の原理によって、このような共生が生み出されることは不可能であろう。

かくして、共同体が共同体として本来的な仕方
で存立し、そこにおいて、ペルソナの個別的な善が正当な仕方
で保持されるためには、法的正義、および、配分的正義と交換的正義という特殊的正義が不可欠である。これらの正義が、相互に調整されながら、現実的に機能する共同体こそ、「自然と人、人と人との共生の自覚の回復」を可能にする。人間が真に人間らしく生きるということは、本来、正義にかかっているのである。

略号

S.T.	Thomas Aquinas, Summa Theologiae (『神学大全』), ed. Paulinae, Torino, 1988.
佐々木 2005	佐々木亘『トマス・アキナスの人間論－個としての人間の超越性－』, 知泉書館.
佐々木 2008	佐々木亘『共同体と共同善－トマス・アキナスの共同体論研究－』, 知泉書館.
佐々木 2014	佐々木亘「個と自然法－トマス・アキナスの倫理思想における自然法の位置づけ」, 『鹿児島純心女子短期大学研究紀要』第44号.
野尻 2013	野尻武敏「21世紀文明に望まれること－近代文明の超克－」, 『経済社会学の新しい地平 (野尻武敏米寿記念出版)』, 桜美林大学北東アジア総合研究所, pp.195-221.

註

- (1) 佐々木 2014参照。
- (2) 科研費での共同研究に関しては、佐々木 2014の註(1)参照。本稿では、西洋倫理学の観点から、共同体と正義の関係を、「トマス・アキナスの倫理思想における正義の位置づけ」にそくして、考察していきたい。
- (3) 野尻 2013, pp.220-221. なお、この著作の詳細に関しては、佐々木 2014の註(2)参照。
- (4) 佐々木 2008, pp.102-112参照。
- (5) 佐々木 2005, p.141 ; 佐々木 2008, p.59参照。
- (6) *S.T.I-II,q.94,a.3,c. de actibus virtuosus dupliciter loqui possumus: uno modo, inquantum sunt virtuosus; alio modo, inquantum sunt tales actus in propriis speciebus considerati. Si igitur loquamur de actibus virtutum inquantum sunt virtuosus, sic omnes actus virtuosus pertinent ad legem naturae. Dictum est enim(q.94,a.2) quod ad legem naturae pertinet omne illud ad quod homo inclinatur secundum suam naturam. Inclinator autem unumquodque naturaliter ad operationem sibi convenientem secundum suam formam: sicut ignis ad calefaciendum. Unde cum anima rationalis sit propria forma hominis, naturalis inclinatio inest cuilibet homini ad hoc quod agat secundum rationem. Et hoc est agere secundum virtutem. Unde secundum hoc, omnes actus virtutum sunt de lege naturali: dictat enim hoc naturaliter unicuique propria ratio, ut virtuose agat. -Sed si loquamur de actibus virtuosus secundum seipsos, prout scilicet in propriis speciebus considerantur, sic non omnes actus virtuosus sunt de lege naturae. Multa enim secundum virtutem fiunt, ad quae natura non primo inclinatur; sed per rationis inquisitionem ea homines adinvenerunt, quasi utilia ad bene vivendum.*

- (7) *S.T.II-II,q.58,a.5,c.* iustitia, sicut dictum est (q.58.a.2), ordinat hominem in comparatione ad alium. Quod quidem potest esse dupliciter. Uno modo, ad alium singulariter consideratum. Alio modo, ad alium in communi: secundum scilicet quod ille qui servit alicui communitati servit omnibus hominibus qui sub communitate illa continentur. Ad utrumque igitur se potest habere iustitia secundum propriam rationem. Manifestum est autem quod omnes qui sub communitate aliqua continentur comparantur ad communitatem sicut partes ad totum. Pars autem id quod est totius est: unde et quolibet bonum partis est ordinabile in bonum totius. Secundum hoc igitur bonum cuiuslibet virtutis, sive ordinantis aliquem hominem ad seipsum sive ordinantis ipsum ad aliquas alias personas singulares, est referibile ad bonum commune, ad quod ordinat iustitia. Et secundum hoc actus omnium virtutum possunt ad iustitiam pertinere, secundum quod ordinat hominem ad bonum commune. Et quantum ad hoc iustitia dicitur virtus generalis. Et quia ad legem pertinet ordinare in bonum commune, ut supra habitum est(I-II,q.90,a.2), inde est quod talis iustitia, praedicto modo generalis, dicitur iustitia legalis: quia scilicet per eam homo concordat legi ordinanti actus omnium virtutum in bonum commune.
- (8) *S.T.II-II,q.58,a.7,c.* iustitia legalis non est essentialiter omnis virtus, sed oportet praeter iustitiam legalem, quae ordinat hominem immediate ad bonum commune, esse alias virtutes quae immediate ordinant hominem circa particularia bona. Quae quidem possunt esse vel ad seipsum, vel ad alteram singularem personam. Sicut ergo praeter iustitiam legalem oportet esse aliquas virtutes particulares quae ordinant hominem in seipso, puta temperantiam et fortitudinem; ita etiam praeter iustitiam legalem oportet esse particularem quandam iustitiam, quae ordinet hominem circa ea quae sunt ad alteram singularem personam.
- (9) *S.T.II-II,q.61,a.1,c.* iustitia particularis ordinatur ad aliquam privatam personam, quae comparatur ad communitatem sicut pars ad totum. Potest autem ad aliquam partem duplex ordo attendi. Unus quidem partis ad partem: cui similis est ordo unius privatae personae ad aliam. Et hunc ordinem dirigit commutativa iustitia, quae consistit, in his quae mutuo fiunt inter duas personas ad invicem. Alius ordo attenditur totius ad partes: et huic ordini assimilatur ordo eius quod est commune ad singulas personas. Quem quidem ordinem dirigit iustitia distributiva, quae est distributiva communium secundum proportionalitatem. Et ideo duae sunt iustitiae species, scilicet commutativa et distributiva.

本稿は、平成25年度科学研究費補助金（基盤研究（C）：25380250）による研究成果の一部である。

